

愛媛県知事 様

高校生等奨学給付金受給申請書（新入生に係る早期給付）

次の4点を確認の上、4点全ての□に✓を付けてください。（必ず御記入ください。）

☐

この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。

☐

この申請書に虚偽の記載があった場合は、愛媛県の求めに従いその全額を即時返還します。☐☐

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

ふりがな		ふりがな	
申請者住所	〒	申請者氏名	
連絡先※	TEL（ ）－		
高校生等との関係	親権者 ・ 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親 ・ 主たる生計維持者 ・ 生徒本人 ・ その他（ ）		

※日中に連絡が取れる電話番号を記載してください。申請書の内容について連絡をさせていただく場合があります。

【対象となる高校生等について】

ふりがな				生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏 名								
在学する学校	学校の名称	私立						
		学校の種類・課程・学科：						
	学校の所在地	都道府県		市区町村				
		※通信制高校に在学する場合は、本校の住所を記入してください。						
	在学期間	年 月 日 ～ 基準日						
過去の高等学校等における在学期間	学校名 立	～ 年 月 日 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数				
				なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □				
	学校名 立	～ 年 月 日 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数				
				なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □				

【扶養親族の状況について】（非課税世帯以外（専攻科）のみ記入してください。）

※当該世帯に基準日現在、扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、記入して下さい。（市町村民税に係る生計維持者の扶養する子に限る。）

※高等学校等へ通ってない扶養親族がいる場合は、「扶養親族の状況」の欄に、その状況を必ずご記入ください。
（例：アルバイト、大学生など）

※高等学校等に通う扶養親族がいる場合は、「扶養親族の状況」の欄に、学校名と課程を必ずご記入ください。

氏 名	続柄	生年月日 年齢（基準日現在）	扶養親族の状況
	対象生徒		
		年 月 日 (満 歳)	
		年 月 日 (満 歳)	
		年 月 日 (満 歳)	

※扶養誓約書（様式第3号）を一緒に提出してください。

※学校確認欄

世 帯 区 分	通信制以外	通信制	専攻科
生活保護（生業扶助）受給世帯	□ 13,150円		
道府県民税所得割及び市町村民税所得割 非課税世帯（生活保護（生業扶助）非受給世帯）	□ 38,000円	□ 13,025円	□ 13,025円
道府県民税所得割及び市町村民税所得割 非課税に準ずる世帯			□ 2,605円

【保護者等の収入の状況について】

※ 下記の(1)、(2)のいずれかの該当する□に✓を付けてください。

(1) 生業扶助（高等学校等就学費）受給世帯の方

- ☐ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。

(2) 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯の方
又は専攻科生で非課税世帯以外の所得要件に該当する方

- ☐ 私の世帯は、認定基準日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。

次の(ア)の①～⑥いずれか又は(イ)のどちらかの該当する□に✓を付けてください。

(ア) 次の者の個人番号を確認できる書類又は課税証明書等を提出します。

- ① ☐ 親権者（両親）2名分 未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合
- ② ☐ 親権者1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。）
- ③ ☐ ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、
・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
- ④ ☐ 未成年後見人（ ）名分
親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分）
※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
- ⑤ ☐ 生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）2名分
入学時点又は在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点までに生計を維持する者に変更がない場合
- ⑥ ☐ 生徒本人
親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合

(イ) 次の理由により、個人番号を確認できる書類又は課税証明書等を提出しません。

- ☐ ・就学支援金の申請時に、税情報又は個人番号を確認できる書類を提出済みである場合
・学び直し支援金の申請時に、個人番号が確認できる書類を提出済みである場合
・専攻科修学支援金の申請時に、個人番号が確認できる書類を提出済みである場合
- ☐ 所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

【給付金振込先について】

※必ず申請者名義の口座を記入してください。

※記入した口座の通帳のコピー（口座名義、口座番号がわかるページ）を添付してください。

金融機関名 (支店名)	()	預金種別 (いずれかに✓)	☐ 普通 ☐ 当座
フリガナ 口座名義 【必ず申請者氏名と 一致させてください】		口座番号	